

佐呂間町営スキー場利用約款

当約款は、佐呂間町営スキー場利用者の安全利用の維持向上を目的とする。

(適用範囲)

第1条 佐呂間町営スキー場（以下「当スキー場」）の利用に関する契約は、この利用約款の定めるところにより、この利用約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は社会一般の慣習による。

(スノースポーツに内在する危険の理解)

第2条 当スキー場を利用する方（以下「利用者」）は、スキー・スノーボードに代表される全てのスノースポーツには、内在する次の各号の危険があることを理解し、自分自身の安全及び他の利用者の安全について責任ある行動をとることについて十分に注意する。

- (1) 降雪、吹雪、強風、降雨、濃霧など天候にともなう危険。
- (2) 崖、急斜面、凹凸、溝など地形にともなう危険。
- (3) アイスバーン、深雪、クレバスなど気温・時間により変化する雪質や雪面状況による危険。
- (4) 立木、切株、茂み、岩石、地表の露出部分など自然の障害物による危険。
- (5) リフト支柱、標識、杭、ネット、ロープなど人工の工作物との衝突による危険。
- (6) 雪上車両との衝突の危険。
- (7) 幼児～初心者エリア利用にともなう危険。
- (8) スピードの出しすぎによる危険。
- (9) 自己転倒等による危険。
- (10) 他の利用者との衝突による危険。

- (11) 疲労、飲酒、薬の服用、体調不良等による危険。
- (12) 不適切な用具使用による危険。
- (13) その他これらに類する危険。

(滑走について)

第3条 利用者は前条に記載された危険を理解、予測し、回避しながら滑走する。

- 2 利用者は常に前方を注視し、いつでも止まったり曲がったりできるようにスピードをコントロールしながら滑走する。

(リフトの乗降にあたって)

第4条 利用者は掲示物をよく読み、これや係員の指示に従ってリフト乗降をする。

- 2 リフトの乗降に不安のある場合は、その旨を係員に申し出、必要な援助を受ける。

(標識・指示の厳守)

第5条 利用者は、当スキー場の標識、掲示、場内放送、コースマップ等に記載される注意書きや当スキー場係員の指示に従い行動する。

(禁止行為)

第6条 利用者に対しては、次の各号の行為を禁止とする。

- (1) 閉鎖されたコース、コース外の滑走、立入禁止区域への進入。
- (2) 立木、リフト支柱、ネットなど自然障害物や人工工作物の間近を滑走すること。
- (3) 他の利用者の間近を滑走すること。
- (4) 他の利用者の滑走を妨げること。
- (5) 雪上車両に近づくこと。
- (6) リフトの運行を妨げること。

- (7) 施設、設備、掲示物等当スキー場の物品等を破壊する行為。
- (8) コース内で滑走具を装着しないで歩くこと。
- (9) 長時間コース内で立ち止まったり、座り込んだりすること。
- (10) 犬など動物をスキー場に放つこと。
- (11) 当スキー場の許可なく営利行為をなすこと。
- (12) 当スキー場の許可なくドローンを飛行させること。
- (13) 空き缶、紙屑、その他物品を指定の場所以外に捨てたり、放置すること。
- (14) アルコールや薬物の影響その他の事情により、心身が正常ではない状態でスキー場へ入ること。
- (15) 法令等で禁止されていること及び自分自身やその他利用者の安全を脅かす行為。
- (16) その他これらに類する行為。

(徐行義務)

第7条 利用者は次の各号の状況下では徐行する。

- (1) 徐行標識があるところ。
- (2) 地形や障害物で前方が見えにくいところ。
- (3) 天候等により積雪が十分でないところ。
- (4) 降雪、吹雪、濃霧、日没時など視界が悪いとき。
- (5) 天候により凹凸や雪面の高低が分かりにくいとき。
- (6) その他の利用者、人工工作物、自然の障害物に近づいたとき。
- (7) コースの合流地点や狭い場所。
- (8) リフトの乗降場所に近づいたとき。
- (9) コースが混雑しているとき。
- (10) 幼児～初心者エリアに近づいたとき。
- (11) 雪上車両に近づいたとき。
- (12) その他徐行しないと危険がある場合。

(滑走時の義務)

第8条 利用者は次の各号に従って滑走する。

- (1) コース途中停止後からの滑り出し、他のコースからの合流、コースの横断の時はコース上方からの滑走者を優先させる。
- (2) 滑走中は前方を注視し、前方滑走者との間に安全な距離を保つ。
- (3) 他の滑走者を追い越す場合は、追い越す滑走者の不意の動きを考慮し、十分に間隔をあけて追い越す。
- (4) 転倒の際はできるだけ速やかにコースをあげ、コース脇へ退避する。
- (5) コースで止まったり、登り降りをする場合はコース脇を利用する。
- (6) 雪上車両が出動した場合は、雪上車両の運行を優先させ進路をあけて停止又は徐行する。
- (7) 流れた滑走具で他の利用者に危害を与えないよう、流れ止めをつける。

(引率者・指導者の責務等)

第9条 個人、グループや団体等を案内し、当スキー場で利用者の指導、監督等をする者(以下「引率者・指導者」)は、この利用約款を熟知し、率先して厳守する。

- 2 引率者・指導者はその指導等を受ける者(以下「受講者」)に滑走技術を教授するだけでなく、この利用約款に定める事項及び安全に滑走する方法、一般的なスノースポーツ慣習についても指導する。
- 3 引率者・指導者は、他の利用者の妨げとなるような方法や場所で指導することは控える。
- 4 引率者・指導者は、天候、雪質、コース状況等を考慮したうえ、受講者に不適切な課題を課したり、危険に遭わせたりしないよう指導する。

5 引率者・指導者は他の利用者に対して何の優先権も持たない。

(受講者の責務)

第10条 受講者は他の利用者に対して何の優先権も持たない。

2 受講者は、引率者・指導者の指示や注意に従うだけでなく、自らこの利用約款に定める事項を守って行動する。

(子供の保護者・付添人の責務)

第11条 保護者・付添人は子供の能力を見極め、子供を危険に遭わせないようにする。

2 保護者・付添人は、子供に対し、この利用約款の定める事項について教え、守るよう努める。

(事故時の協力)

第12条 事故の当事者及び目撃者は、速やかに事故の発生状況を当スキー場係員に通報する。

2 事故が起きた場合、全ての利用者は事故者の援助及び救助活動に努める。

3 事故が起きた場合、当事者や目撃者は当スキー場係員が身元を確認することに同意する。

(安全用具)

第13条 利用者は、ヘルメット等安全用具の着用に努める。

(保険加入の勧め)

第14条 利用者は、事故に備えてあらかじめ傷害保険や損害保険などに加入するよう努める。

(捜索救助費用の負担)

第15条 この利用約款に違反し、当スキー場外や当スキー場コ

ース外に出て遭難した利用者（以下「遭難者」）や、遭難者の家族、友人及び知人などから当スキー場に捜索救助の要請があり、当スキー場が捜索救助を行った場合、また、閉鎖コースや立入禁止区域に侵入して滑走等を行い救助が必要となった利用者（以下「違反要救助者」）を当スキー場が救助を行った場合、当スキー場は遭難者・違反要救助者に対し、捜索救助活動に要した経費（人件費、雪上車両運行費、リフト運行費、照明費等）及びその他発生した一切の費用を請求する。

（損害賠償請求）

第16条 当スキー場は利用者の故意若しくは過失により、又は利用者がこの利用約款の規定若しくは法令を守らないことにより当スキー場が損害等を受けた場合、その利用者に対しその損害等の賠償を請求する。

- 2 当スキー場はこの利用約款若しくは法令に違反した行為によって発生した事故等について、一切の責任を負わない。
- 3 天災、武力行使など当スキー場の管理運営責任を超えるものによる利用者の損害について、当スキー場は一切の責任を負わない。

（不可抗力）

第17条 天災、武力行使等その他不可抗力に基づく事由により、利用者の安全が確保できないおそれがある場合、スキー場又はリフトの全部又は一部の営業を休止する。

（利用券の払戻）

第18条 天候等によりスキー場の営業を中止した場合のリフト利用券については次の各号のとおりとする。

- （1） 営業を中止した場合のリフト利用券の料金払戻しは行わない。

- (2) 1日券、ナイター券の利用で、その券の利用時間の2分の1以下の営業時間で中止した場合、翌日以降に同等の券を無料で再発行する。この場合、中止となった日の利用券に券売所で当スキー場のスタンプを押印し、押印した券と引換に再発行を行う。押印されていないものについては再発行を行わない。また、再発行を行わなかった券の払戻はおこなわない。

(利用の拒絶)

第19条 当スキー場は次の各号のいずれかに該当する場合、当スキー場の利用を断り又はスキー場内からの退去を求める。

- (1) 他の利用者の迷惑となる行為を行い、当スキー場係員の指示に従わずにその行為を改めない場合。
- (2) 泥酔状態や心身正常ではなくスキー場利用上安全を期しがたいと認められるとき。
- (3) 天災その他やむを得ない事由により当スキー場利用に支障があるとき。
- (4) 当スキー場の利用に関し、利用者から当スキー場において対応できない特別な負担を求められたとき。
- (5) 当スキー場利用が法令及びこの利用約款の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するものであるとき。
- (6) 利用者が「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団並びに反社会団体員などであるとき。
- (7) 当スキー場係員の指示に従わないとき。
- (8) 前各号に掲げる外、正当な理由があるとき。

(約款の変更)

第20条 この利用約款は変更される場合がある。

- 2 変更を行う場合、変更を行う旨及び変更後の利用約款の内容並びに効力発生時期が到来するまでに、佐呂間町ホームページ

ージ、佐呂間町広報、施設内掲示板又はその他相当の方法により周知する。

第21条 この利用約款は令和3年12月1日から実施する。

附 則

制定年月日 令和3年7月1日